

## 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

配偶者などからの暴力（DV）、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めましょう。

### 【相談窓口】

- ▶ 観音寺市子育て支援課 こども・女性相談係 ☎23-3957  
月～金曜日：午前8時30分～午後5時
- ▶ 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」 ☎087-802-5566  
月～金曜日：午前9時～午後8時、土曜日：午前9時～午後4時
- ▶ DV相談ナビ ☎#8008（全国共通短縮ダイヤル）
- ▶ 観音寺警察署 生活安全課 ☎25-0110（緊急の場合：110番）

### 身体的暴力

殴る・蹴る  
たたく

### 精神的暴力

脅迫する  
暴言を吐く

**暴力は決して許される  
ものではありません！**

生活費を  
渡さない

### 経済的暴力

性行為を  
強要する

### 性的暴力



パープルリボンは女性に対する暴力根絶のシンボルです